

今後の電力需給ひっ迫時の対応について（依頼）

- 「2022年度の電力需給に関する総合対策」において、産業界や自治体と連携した節電対策体制を構築することとされました。
- つきましては、
 - － 電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制（産業界／自治体）
 - － 電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の節電内容・体制の確認につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

需給ひっ迫時の対応（2022年度）

前々日18時目処

需給ひっ迫準備情報の発信

- ・蓋然性のある追加供給力対策を踏まえても、エリア予備率5%を下回る見通しとなった場合、前々日18時を目処に一般送配電事業者から需給ひっ迫準備情報の発信

前日16:00目処

需給ひっ迫注意報の発令

- ・あらゆる供給対策を踏まえても、**広域予備率が5～3%の見通しとなった場合**、前日16:00を目途に資源エネルギー庁から注意報を発令。

※前日16時以降に、気象条件の変化や、電源の計画外停止等により、広域予備率3%未満の見通しとなった場合は急遽警報発令となることがあり得る。
※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には注意報を解除する。

需給ひっ迫警報の発令

- ・あらゆる供給対策を踏まえても、**広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合**、前日16:00を目途に資源エネルギー庁から警報を発令。
※計画停電等を行う可能性がある場合、一般送配電事業者から実施の可能性を公表する。

当日

需給ひっ迫警報の発令（続報）

- ・需給状況が前日時点から改善がされず更新があった場合や、より厳しい見通しとなった場合、**広域予備率が3%未満の場合**にエネ庁から警報（続報）を発令。

※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

節電要請※

※切迫度に応じて、節電要請の内容を変更

警報発令・節電要請等を行った後も広域予備率が1%を下回る見通しの場合

緊急速報メール（対象者：不足エリア内の携帯ユーザー）の発出

- ・不足エリア内の携帯ユーザーに、エネ庁から「緊急速報メール」を発信。

実需給の2時間程度前

計画停電の実施を発表

※自然災害や電源の計画外停止が重なるなど、急遽予備率低下が生じるケースにおいては、上記スキームに限らず警報等を発令する場合がある。

電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の節電内容・体制の確認

- 各関係団体・業界団体や事業者においては、需給ひっ迫注意報／警報が発令された場合には、**可能な限り最大限の節電行動**をお願いします。
- そのため、「夏季の省エネ・節電メニュー」も参考にいただき、あらかじめ、それぞれの**事情や電力需給状況に合わせた節電行動**（電力使用量の**10%削減が目安**）の**検討・確認や社内の連絡体制・手順等の確認**をお願いします。

平時

- ・平時の節電行動の実施
- ・ひっ迫時の節電行動、連絡体制、手順等の検討・確認

準備情報発信時

前々日18時目処

- ・節電要請連絡体制の確認
- ・最大限の節電行動を実施する準備

注意報／警報発令時

前日16時目処から当日

- ・迅速な節電要請連絡の伝達
- ・最大限の節電行動の実施

夏季の省エネ・節電メニュー



- ＜需給ひっ迫時の節電行動の検討例＞
電力需給状況に合わせて、各事業者で実施する節電行動をあらかじめ検討・確認してください。
- ・照明や空調、OA機器の稼働を平時よりも更に関引き（あらかじめ止める照明等を決める）
 - ・店舗の広告灯を消す
 - ・エレベータの一部を停止する
 - ・就業時間の繰り上げ

夏季の省エネ・節電の取組について

夏季の省エネルギーの取組について

令和4年6月10日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

近年、我が国の最終エネルギー消費量は減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した家庭・業務部門をはじめとして、各部門それぞれ更なる省エネルギーの取組が必要である。大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー消費効率の向上を徹底して進め、エネルギー価格の変動等に柔軟に対応できる経済社会を築く必要がある。一方で、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模でエネルギー安定供給の不確実性が高まり、原油を始めとするエネルギーの国際価格の上昇による国内の経済活動への打撃や、3月に発生した福島県沖地震等による発電所の停止、真冬並みの寒さによる電力需要の大幅な増大、また悪天候による太陽光の出力の大幅な減少等に起因する電力需給ひっ迫など、エネルギーの安定供給を巡る課題は複雑化・深刻化しており、更なる省エネの取組は急務である。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、これらの解決に向けて、国内外のエネルギー消費効率の改善を一層促進することも必要である。

(中略)

そのため、2022 年度夏季においては、政府自らが率先して取り組むとともに、これまで以上に各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進し、特に今夏以降の電力需給ひっ迫に備え、節電対応要請への対応体制の構築を含む事前の準備などに取り組むこととする。

＜家庭向け省エネリーフレット※調整中＞



電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制の構築（自治体）

- 電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には需給ひっ迫警報を発令します。
- 需給ひっ迫注意報／警報は、地方経済産業局等を通じて各都道府県、各都道府県から市区町村に伝達するため、各都道府県・市区町村におかれましては節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制の構築・周知をお願いします。
- 各都道府県と地方経済産業局等との間の連絡体制については、地方経済産業局等から別途ご連絡します。
※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います

<需給ひっ迫注意報／警報連絡フロー>

